

## 7 水産基盤整備事業

### (1) 水産基盤整備事業概要

平成13年6月、「漁港法」の一部が改正され、平成14年4月1日より新たに「漁港漁場整備法」が施行された。

これに伴い、漁港や漁場の整備については、総合的かつ計画的な整備を行うことを目的として、従来の「漁港整備 長期計画」、「沿岸漁場整備開発計画」から、「水産基盤整備事業」として再編・統合された。

### ○水産基盤事業採択基準及び負担区分等(抜粋)

#### ①水産基盤整備事業

事業名	事業内容	主な採択要件	実施主体	国庫補助率
直轄特定漁港漁場整備事業(漁港)	漁港漁場整備法に規定する漁港漁場整備基本方針について定められた特定漁港漁場整備事業計画により、外郭施設、水域施設、係留施設、輸送施設及び漁港施設用地(公共施設用地に限る)並びに漁獲物の処理、保蔵及び加工施設(荷さばき所に限る)の整備を行う。	計画事業費が一事業につき20億円を超えるもの等一定の要件を満たすもの(事業要件)。	国	-
直轄特定漁港漁場整備事業(フロンティア漁場整備事業)	優れた漁場として形成されるべき相当規模の水面において行う魚礁の設置、水産動植物の増殖場及び養殖場の造成、並びに漁場の保全のための事業を実施する。	計画事業費が一事業につき20億円を超えるものであり、 ①排他的経済水域において ②TAC又はTAEにより資源管理がなされている魚種であり ③保護措置が講じられているものを対象とし、事業による著しい効果があると認められるもの。(事業要件)	国	-
水産物流通基盤整備事業	① 第3種漁港、第4種漁港等において、我が国水産物の流通拠点として、安全・安心な水産物の品質確保や流通機能の強化に資する高度衛生管理型荷さばき所、岸壁などの整備を行う。 ② ①の対象漁港を本拠地とする漁船が利用する共同漁業権の区域内等地先の漁場施設については、①と併せて一体的に整備することができる。	・計画事業費が一事業につき5億円を超えるもの ・漁港施設については、漁港あたり計画事業費が5億円を超えるもの ・第3種漁港又は第4種漁港であること ・第2種漁港にあつては、利用漁船の実隻数が200隻以上若しくは属地陸揚量が5千トン程度以上の港勢を有するもの、又は整備の結果同程度の港勢への推移が確実に見込まれるもの	地方公共団体等	1/2等
水産物供給基盤整備事業(水産基盤ストックマネジメント事業)	① 漁港施設、漁場施設の機能の保全を行うために必要な機能保全計画の策定並びに施設の機能診断及び保全工事(コスト削減の観点から、耐震・耐波性能の確保対策をあわせて実施することが可能。) ② 事業対象施設 ・漁港施設・外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設(道路及び橋に限る。)、漁港施設用地(用地護岸及び人工地盤に限る。)、漁港浄化施設 ・漁場施設:増殖場(消波施設及び中間育成施設に限る。)、養殖場(消波施設及び区画施設に限る。)	① 第1種又は第2種漁港であつて、1港あたりの港勢が次のいずれかを満たすもの ・利用漁船の実隻数が50隻程度以上 ・登録漁船隻数が50隻程度以上 ・陸揚げ金額が1億円程度以上 ・水産業の振興を図る上で、水産基盤の機能保全を行うことが特に必要と認められるもの ② 第3種又は第4種漁港であること ③ 漁場施設(増殖場、養殖場)については、当該漁場を利用している漁船の本拠地となる漁港の港勢要件が①又は②に該当するものであること	漁港管理者(都道府県、市町村)	1/2等
漁港施設機能強化事業	・高波・波浪対策 低気圧や台風等による高潮・波高の増大等に対する漁港の安全対策として、外郭施設、係留施設、漁港施設用地等の漁港施設の機能診断や安全が確保されていない施設への機能強化及び浸水防止施設、排水設備、漁船漂流防止施設等の設置を行う。 ・地震・津波対策 大規模地震の発生危険地域や過去に津波被害が発生した地域において、地震・津波に対する漁港及び背後集落の安全対策として、外郭施設、係留施設、漁港施設用地等の漁港施設の機能診断や安全確保がなされていない施設への機能強化及び避難施設、避難路等の整備を行う。	・計画事業費が1地区当たり、機能診断にあつては2千万円以上、機能強化工事にあつては5千万円以上20億円未満のもの ・高潮・波浪対策については、近年の高潮、波高の増大等により、実測値や気象データに基づく設計沖波又は設計潮位が現況の設計諸元を上回る漁港施設及び現況の設計諸元が不足していることが要因となり、安全性に問題が生じている漁港 ・地震・津波対策については、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等にかかる地震防災対策強化または推進地域及び過去に津波被害を受けた地域等に立地する漁港	漁港管理者(都道府県、市町村)	1/2等
水産資源環境整備事業	① 利用が広範囲にわたる規模の大きな漁場施設の整備 ・事業メニュー 魚礁(浮魚礁含む)、増殖場(着底基質、消波施設、海水交流施設等)、湧昇流漁場(マウンド礁)、養殖場(消波施設、区画施設等) ② 水域環境保全のための事業 ・事業メニュー 堆積物の除去、底質改善(しゅんせつ、耕うん等(養殖場を含む))、作れい、藻場・干潟の整備、海水交流施設等の整備等	①の事業 ・計画事業費が一事業につき3億円を超えるもの(一部メニューを除く) ・事業規模等が一定の要件を満たすもの 等 ②の事業 計画事業費が一事業につき5千万円(市町村、漁協等が行う事業は、1千万円以上)を超えるもの ・事業規模等が一定の要件を満たすもの 等	地方公共団体等	1/2等
水産生産基盤整備事業	① 浅海域における漁場、藻場・干潟、養殖場と、当該漁場等に密接に関連する漁港における漁港施設(水産資源の増殖機能付加含む)を一体的に整備する事業 ② 養殖場を含む水域の環境保全のための事業	①の事業 ・計画事業費が一事業につき3億円(ただし、漁港施設の整備が含まれる場合は、5億円)を超えるもの ・事業規模等が一定の要件を満たすもの 等 ②の事業 ・計画事業費が一事業につき5千万円(市町村、漁協等が行う事業は、1千万円以上)を超えるもの(一部メニューを除く) ・事業規模が一定の要件を満たすもの 等	地方公共団体等	1/2等

※上記事業制度は、平成30年度 現在である。

(2) 平成30年度事業実績(漁場関係)

①水産環境整備事業

計画地区名	漁場名 (施設設置箇所)	対象生物	全体事業量 (計画数量)	工区別事業量 (施設内容)	事業費 (千円)	受益	備考
北海道 太平洋東部	落石東 (根室市落石沖)	ミズダコ	産卵礁 A=21.45ha	産卵礁 A=24,500㎡	60,123.6	落石・歯舞・根室・ 根室湾中部漁協	
	落石沖 (根室市落石沖)	タラ・カレイ類・ホッケ・ ソイ・アイナメ・コマイ	魚礁 V=63,000.00空㎡	魚礁 V=3,852.15空㎡	100,375.2	落石・歯舞・根室・ 根室湾中部漁協	H29ゼロ国
	根室太平洋 (根室市花咲沖)	タラ・カレイ類・ホッケ・ ソイ・アイナメ・コマイ	魚礁 V=49,000.00空㎡	魚礁 V=3,452.20空㎡	89,640.0	落石・歯舞・根室・ 根室湾中部漁協	H29ゼロ国
	根室太平洋 (根室市花咲沖)	タラ・カレイ類・ホッケ・ ソイ・アイナメ・コマイ	魚礁 V=49,000.00空㎡	魚礁 V=1,915.55空㎡	59,292.0	落石・歯舞・根室・ 根室湾中部漁協	
野付半島	野付半島 (別海町尾岱沼地先)	アサリ、カレイ類	人工干潟 A=5.92ha	人工干潟 A=11,686㎡	147,927.6	野付漁業協同組合	

②水産生産基盤整備事業

計画地区名	漁場名 (施設設置箇所)	対象生物	全体事業量 (計画数量)	工区別事業量 (施設内容)	事業費 (千円)	受益	備考
風蓮湖	ハルタモンシ (別海町走古丹地先)	アサリ	人工干潟 A=5.6ha	人工干潟 A=6,572㎡	128,012.4	別海漁業協同組合	

③漁場施設整備事業

計画地区名	漁場名 (施設設置箇所)	対象生物	全体事業量 (計画数量)	工区別事業量 (施設内容)	事業費 (千円)	受益	備考
野付半島	野付半島 (別海町尾岱沼地先)	-	-	人工干潟 (海上盛砂工補修) A=1,735㎡	2,430.0	-	

(3) 平成30年度事業実績(漁港関係)

①水産流通基盤整備事業

計画地区名	漁港名	整備内容	事業費 (千円)	備考
尾岱沼	尾岱沼	道路(補修)	112,082	

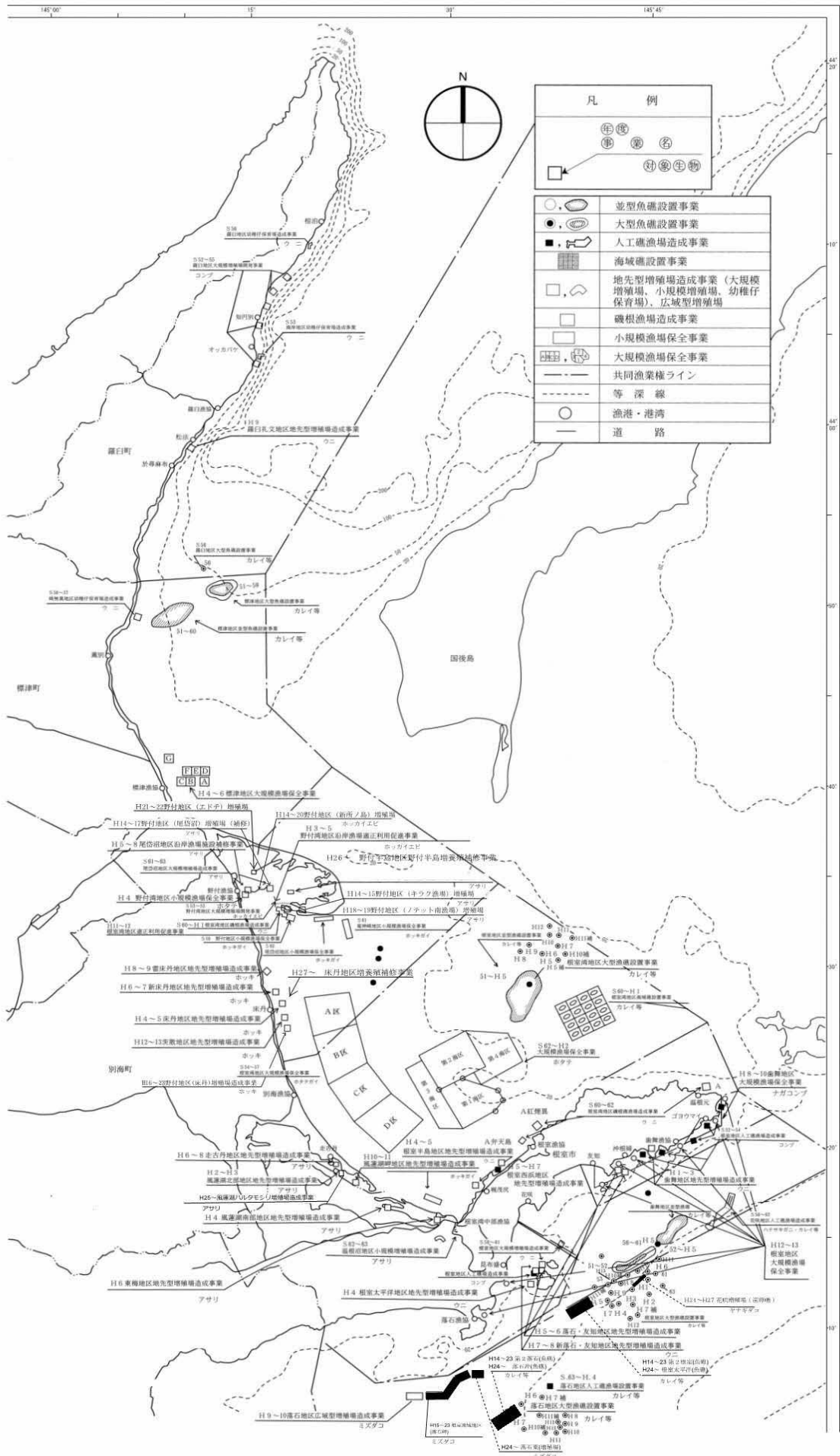
②漁港施設機能強化事業

計画地区名	漁港名	整備内容	事業費 (千円)	備考
友知	友知	南防波堤 南護岸	57,654	
峯浜	峯浜	東防波堤	65,499	

③水産物供給基盤機能保全事業(水産基盤ストックマネジメント事業)

計画地区名	漁港名	整備内容	事業費 (千円)	備考
尾岱沼	尾岱沼	清浄海水導入施設	11,491	
標津	標津	-4.5m航路	144,360	
薫別	薫別	-3.5m航路 -3.0m泊地	33,814	
友知	友知	-3.5m航路	33,437	
松法	松法	-3.0m岸壁	54,670	
別海	別海	-3.5m航路	18,698	
峯浜	峯浜	-3.5m航路	19,324	
幌茂尻	幌茂尻 (温根沼)	-3.0m岸壁	59,504	
幌茂尻	幌茂尻 (幌茂尻)	-3.5m航路	32,067	

(4) 漁場整備事業実施箇所図







## 9 栽培漁業の取組状況

### (1) 種苗生産(放流用のみ)

(単位:千尾(個))

	種 名	生産量					生 産 機 関 名
		H26	H27	H28	H29	H30	
魚 類	ニ シ ン	233	2,516	2,329	2,250	2,380	別海町ニシン種苗生産センター
	マ ガ レ イ	80	80	80	83	90	羅臼漁協(羅臼町ウニ種苗生産センター)
	ク ロ ガ レ イ	84	50	73	53	69	野付漁協(別海町ウニ種苗育成センター)
甲殻類	ホ ッ カ イ エ ビ		7	24	33	31	H27~H28 根室市水産研究所 H29~H30 根室市水産研究所、根室漁協栽培漁業センター
	ハ ナ サ キ ガ ニ	325	358	370	336	380	根室市水産研究所
貝 類	ホ タ テ ガ イ	242,347	276,944	266,200	303,480	258,173	羅臼漁業協同組合、標津漁業協同組合
その他	エゾバフンウニ	13,457	13,465	14,202	12,644	13,034	H27~H29 根室市ウニ種苗生産センター、別海町ウニ種苗育成
	※参考( )内は養殖用を含む生産量	(14,887)	(14,983)	(15,587)	(14,068)	(14,585)	H30 根室漁協栽培漁業センター、根室市ウニ種苗生産センター、別海町ウニ種苗育成センター、羅臼町ウニ種苗生産セ
	マ ナ マ コ	113	144	115	91	1,842	H26~H27 根室漁業協同組合、羅臼漁協種苗生産センター、別海町ウニ種苗育成センター H28~H29 羅臼町ウニ種苗生産センター、別海町ウニ種苗育成センター H30 羅臼町ウニ種苗生産センター、別海町ウニ種苗育成センター、根室漁協栽培漁業センター

### (2) 種苗放流(天然含)

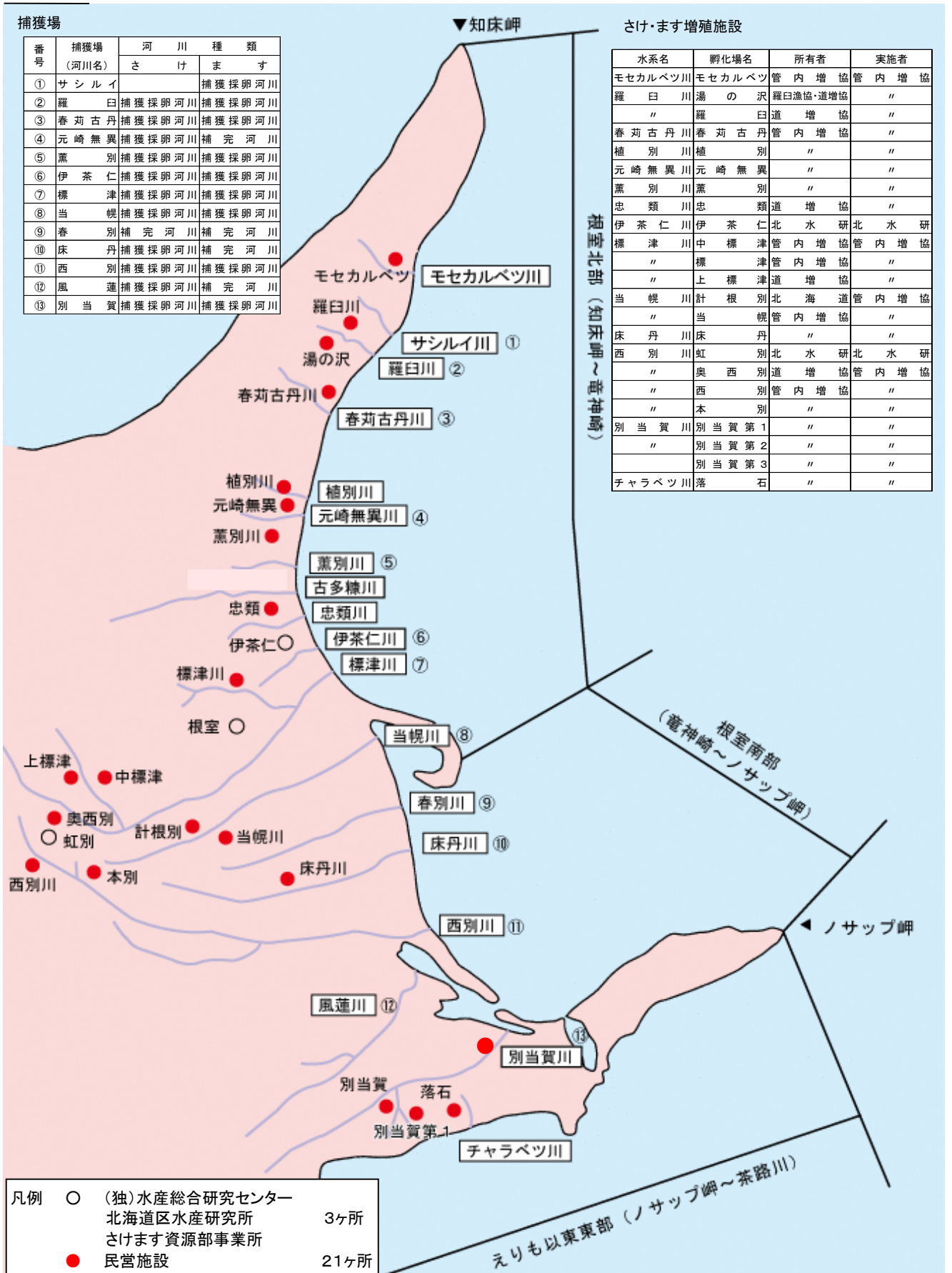
(単位:千尾(個))

	種 名	放流量					放 流 場 所
		H26	H27	H28	H29	H30	
魚 類	ニ シ ン	233	2,491	2,329	2,250	2,380	H26 別海、湾中、歯舞、根室、落石
							H27 別海、野付、湾中、歯舞、根室、落石
							H28~H29 別海、野付、湾中、歯舞、根室、落石、標津、羅臼
							H30 別海
	マ ガ レ イ	80	80	80	83	90	羅臼
	マ ツ カ ワ	—	52	50	—	49	H27 別海、花咲 H28、H30 野付、花咲
ク ロ ガ レ イ	84	50	73	53	69	野付	
甲殻類	ホ ッ カ イ エ ビ	—	7	24	33	31	H27 根室 H28~H30 根室、落石、歯舞
	ハ ナ サ キ ガ ニ	325	330	360	336	380	歯舞
貝 類	ホ タ テ ガ イ	396,851	424,440	427,938	482,679	492,671	野付、標津、根室、湾中、羅臼
	ア サ リ	280	248	248	248	248	歯舞
	ウ バ ガ イ (ホ ッ キ)	318	322	322	322	322	花咲、歯舞
その他	エゾバフンウニ	15,849	16,127	16,034	14,979	15,716	歯舞、羅臼、落石、根室、野付、花咲、湾中、標津
	マ ナ マ コ	193	403	374	345	1,996	H26~H27 根室、野付、羅臼、湾中、落石、標津 H28~H30 根室、野付、羅臼、湾中、歯舞、標津

(資料:栽培漁業種苗生産、入手・放流実績)

# 10 さけ・ます増殖事業

(1) さけ・ます増殖施設及び捕獲場位置図



(2) 管内河川さけ親魚捕獲・放流実績

標津川・西別川等さけ捕獲河川において、さけ親魚205,833尾捕獲し、220,333千尾の稚魚を放流し、さけ資源増大に重要な役割を果たしている。

河川名	親魚捕獲数(尾)					稚魚放流数(千尾)				
	H27	H28	H29	H30	R1	H26 (H27春)	H27 (H28春)	H28 (H29春)	H29 (H30春)	H30 (R1春)
モイレウシ沖	—	—	—	—	—	0	500	0	0	0
ルサ	—	—	—	—	—	2,003	4,018	3,209	1,505	4,349
モセカルベツ	—	—	—	—	—	2,708	4,008	3,422	1,505	4,319
羅臼	5,525	7,951	3,997	5,396	5,136	8,812	9,500	9,497	9,246	11,329
春刈古丹	6,617	10,504	2,905	6,005	6,480	10,310	12,748	11,956	10,926	12,946
植別	—	—	403	691	387	3,307	4,159	3,292	2,008	4,687
峯浜漁港	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0
元崎無異	4,304	1,635	3,493	16,164	5,813	9,977	14,412	11,327	6,938	9,320
薫別	8,641	10,127	5,067	20,030	7,837	10,597	10,641	9,846	10,900	13,521
薫別漁港	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0
忠類	—	—	—	—	—	4,047	5,412	4,191	2,000	4,803
伊茶仁	10,609	10,201	8,707	11,223	4,638	8,216	8,054	7,561	7,797	8,127
標津	109,018	69,764	61,429	121,025	79,965	39,900	42,009	38,000	42,003	47,338
当幌	18,831	13,021	25,626	20,241	20,049	11,045	10,630	10,000	11,000	11,961
野付湾	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0
春別	1,202	2,427	3,390	4,838	3,411	3,000	3,052	2,000	2,000	2,000
尾岱沼漁港	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0
床丹	2,540	3,762	2,515	6,510	7,429	5,622	5,530	5,000	6,000	6,497
床丹沿岸	—	—	—	—	—	3,000	3,044	2,701	1,600	2,019
西別	73,675	52,537	37,560	40,376	45,357	44,435	44,138	41,884	32,898	36,567
別海漁港	—	—	—	—	—	1,015	1,050	0	0	8,248
風蓮	22,073	7,145	9,043	13,362	13,120	8,213	7,481	6,716	6,830	7,310
風蓮湖	—	—	—	—	—	2,030	2,050	1,700	1,600	3,400
別当賀	6,149	1,881	1,803	2,858	6,211	7,989	7,484	6,706	6,824	7,301
オンネベツ	—	—	—	—	—	3,300	3,089	2,400	2,400	3,137
第2ホニオイ	—	—	—	—	—	550	530	400	400	550
サンコタン	—	—	—	—	—	550	530	400	400	550
昆布盛	—	—	—	—	—	501	510	524	0	1,000
三里浜	—	—	—	—	—	502	510	524	0	0
沖根婦漁港	—	—	—	—	—	502	510	524	0	500
新川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	269,184	190,955	165,938	268,719	205,833	192,131	205,599	183,780	166,780	211,779

※は海中飼育実施



## 1.1 漁業許可

### (1) 各漁業許可の概要

#### ① 大臣許可漁業

中型さけ・ます流し網漁業及び北太平洋さんま漁業が主要漁業となっている。

しかし、中型さけ・ます漁業については、公海での操業が1992年から全面禁止となり、近年は、ロシア200海里内のみの操業であったが、平成27年6月29日にロシア連邦において「ロシア水域における流し網漁業を2016年1月から禁止する法律」が成立したため、平成28年1月以降ロシア200海里水域内でのさけ・ます流し網漁業の操業が出来なくなった。

なお、平成14年1月より、大臣承認であったさんま漁業は、法改正により指定漁業（大臣許可）の北太平洋さんま漁業に移行した。

#### ② 特定大臣許可漁業

当管内では、オホーツク公海における底刺し網漁業のみとなっている。

なお、平成12年6月より、北海道知事特別採捕許可であった当該漁業は、法改正により大臣承認漁業へ移行し、平成20年4月より名称が特定大臣許可漁業となった。

#### ③ 知事承認漁業

北海道海面漁業調整規則第32条の2に基づき、次の漁業を営むものについて適用される。

- 「日本漁民による昆布採取に関する北海道水産会とソヴィエト社会主義共和国連邦漁業省との間の協定」

#### ④ 知事許可漁業

太平洋小型さけ・ます流し網漁業及びはえ縄漁業は、1992年公海操業禁止以降著しく縮小した。

ほたてがいかた網漁業、えび打瀬網漁業など地場資源を対象とする沿岸漁業は、的確な資源管理の推進等により生産量は安定し、地域漁業者の重要な収入源となっている。

平成7年から「かにかご漁業（けがに）」が、平成15年からは前浜の「すけとうだら固定式刺網漁業」が知事許可漁業へ移行した。また、平成9年からは、えりも以東太平洋海域における10トン未満漁船による「さんま漁業」（流し網・棒受け網）が、平成30年からは「かじき等流し網漁業」が海区承認漁業から知事許可漁業に移行した。

#### ⑤ 海区承認漁業

平成9年から「さんま漁業」が、平成30年から「かじき等流し網漁業」が知事許可漁業へ移行したため、現在海区承認漁業はない。

(2) 令和元年許可等状況一覧表

(令和元年12月31日現在)

区分	漁業種類	漁協名								員外	管内計	操業期間等(主漁期)	
		根室	歯舞	落石	湾中	別海	野付	標津	羅臼				
大臣許可	いか釣り漁業	1	8	7	4		2	1	16		39	通年	
	さんま漁業	16	23	8	4				1		52	8月～11月	
特定大臣許可	太平洋底刺網等漁業	2									2	4月～12月	
	かじき等流し網漁業	4	7	8	2						21	通年	
知事承認	貝殻島周辺海域こんぶ漁業	12	206	21							239	6月～9月	
知事許可(本庁処分)	えびかご漁業	1		2						4	7	7月～9月(オホーツク)、11月～2月(太平洋)	
	かにかご漁業	3	3	3	1		1	2	3		16	2月～6月	
	はなさきがにかご漁業	7	7	10	1		1				26	5月～9月	
	すけとうだら固定式刺し網漁業		15	1				1	43		60	1月～3月	
	小型さけ・ます流し網漁業	14ト未満	10	25	9	4					48	4月～7月	
	秋さけはえ縄漁業		5	5	3	2					15	9月～12月	
	すけとうだらはえ縄漁業									3	3	12月～1月	
	かじき等流し網漁業		5	9	2	8					24	9月～11月	
	底はえ縄漁業	50ト以上	5		1						6	1月～2月、11月～12月	
	50ト未満	4	6	2	2					14	1月、11月～12月		
知事許可(振興局処分)	はえ縄漁業									4	4	7月～12月	
	さんま漁業(えりも以东太平洋海域)	流し網漁業	12	37	17	6					72	7月～8月	
		棒受け網漁業	1	2	2	1					6	7月～10月	
	さんま棒受け網漁業(オホーツク海)		14	23	9	4				2	52	10月～12月	
	いか釣り漁業(道沖合海域)		5	15	27	6		2	3	82	140	8月～11月	
	たこ漁業	から釣り縄	5	2	11							18	10月～3月
		かご	12	35	52	14						113	8月～4月
	潜水器漁業	ほたてがい									13	13	9月～12月
		なまこ				2					13	15	5月～6月
		うに	2	2	13	2					8	27	5月～6月(オホーツク)、10月～1月(太平洋)
		こんぶ										0	8月～9月
		ほや								13	13	9月～12月	
	機船船びき網漁業(ちか)		12	10	6							28	1月～3月
	あいなめかご漁業		9	24	2							35	4月～5月、10月～12月
	つぶかご漁業		4	5	1							10	8月
	ほたてがいがけた網漁業		9	6	1	12	7	48	7			90	12月～7月
	ほっき・えぞばがいがけた網漁業		4	3	9	15	19	16	6	1		73	3月～5月、9月～12月
	うにけた網漁業		1	1		12	2	21	7			44	2月～5月
	ほやけた網漁業		3	3		3		9	10			28	8月～11月
なまこけた網漁業		3	3		13		1	3			23	5月～6月、10月	
えび打瀬網漁業							26				26	6月～7月、10月～11月	
すけとうだら固定式刺し網漁業		16	8	9	8			8	64		113	1月～3月	
すけとうだら固定式刺し網漁業(安全操業)									17		17	1月～3月	
ほっけ固定式刺し網漁業(安全操業)									16		16	9月～12月	
たこ漁業(空釣り縄・安全操業)		2	2	4							8	1月、10月～12月	